

「『清流の国ぎふ』SDGs推進ネットワーク」 リーディング会員認定評価会議設置要綱

（目的）

第1条 「『清流の国ぎふ』SDGs推進ネットワーク」リーディング会員（以下「リーディング会員」という。）の認定にあたり、有識者等の優れた識見、専門的知識、経験等に基づく意見を聴取することを目的とする「リーディング会員認定評価会議」（以下「会議」という。）を設置する。

（所掌）

第2条 会議では、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- （1）認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）のSDGs達成に向けた取組実績に対する評価
- （2）申請者のリーディング会員としての事業・活動展望に対する評価

（組織）

第3条 会議は、別表に掲げる委員で組織する。

- 2 委員の任期は、1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

（会議）

第4条 会議は、岐阜県清流の国推進部SDGs推進課長が招集する。

- 2 やむを得ない事由により会議を開くことができない場合においては、書面の郵送により、委員全員に意見を求めることで、開催に代えることができるものとする。

（事務局）

第5条 会議の事務局は、岐阜県清流の国推進部SDGs推進課に置く。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、岐阜県清流の国推進部SDGs推進課長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。